

## 目次

第1章 総則	3
第1条（本約款の適用）	3
第2条（本約款の範囲及び変更）	3
第3条（定義）	3
第4条（通知及び同意について）	4
第2章 加入契約	5
第5条（契約の申込み）	5
第6条（申込みの承諾）	5
第7条（変更の届出）	6
第8条（当社によるID及び会員資格の一時停止）	6
第9条（当社による解約）	7
第10条（会員による解約）	8
第11条（譲渡禁止等）	8
第3章 設備等の準備、情報管理及びサービスのID	9
第12条（設備等の準備及び情報管理）	9
第13条（ID及びパスワードの管理責任）	9
第4章 利用制限及び利用停止	9
第14条（非常事態が発生した場合等の利用制限）	9
第15条（本サービスの停止）	9
第5章 サービス概要	10
第16条（提携サービス）	10
第17条（提供区域）	10
第18条（本サービスの追加、変更、休止、又は廃止）	10
第19条（本サービスの利用）	10
第6章 サービス料金等	11
第20条（支払方法）	11
第21条（利用料金の計算）	11
第22条（利用料金の請求）	12
第23条（遅延損害金）	12
第7章 注意事項	12
第24条（禁止事項）	12
第25条（著作権等）	13
第26条（自己責任の原則）	14
第8章 個人情報	14
第27条（個人情報の取扱い）	14

第9章 責任範囲 .....	14
第28条（免責） .....	14
第10章 保守と運用 .....	15
第29条（本サービス、設備の修理又は復旧） .....	15
第11章 保守と運用 .....	15
第30条（本サービスの案内） .....	15
第31条（反社会的勢力の排除） .....	16
第32条（分離可能性） .....	16
第33条（準拠法及び合意管轄） .....	16

## スマートライフメンバーズクラブ イージェーワークス基本契約約款

### 第1章 総則

#### 第1条（本約款の適用）

この基本契約約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社イージェーワークス（以下「当社」といいます。）が提供する「スマートライフメンバーズクラブ イージェーワークス」サービス（以下「本サービス」といい、第3条（定義）第1号に規定する本サービスをいいます。）を、会員（第3条（定義）第4号に規定する会員をいいます。）が利用する一切に適用します。

#### 第2条（本約款の範囲及び変更）

- 1 当社が本約款のほかに定める各サービスの定型約款及び各サービスの「ご案内」又は「ご利用上の注意」等に規定する各サービスの利用上の定め（以下「利用規約等」と総称し、次条（定義）第6号に規定する利用規約等をいいます。）も、名目の如何にかかわらず、本約款の一部を構成するものとします。
- 2 本約款の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、特別の定めがない限り、利用規約等が優先するものとします。
- 3 当社は、次の各号に掲げる場合に、当社の裁量により本約款を変更することができるものとします。
  - (1) 本約款の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
  - (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 4 当社は、前項に規定する本約款の変更に当たり、変更後の本約款の効力発生日より相当の期間前に、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日を、当社所定の Web サイトへの掲載、電子メール若しくは SMS の送信、電話、郵送その他の当社が適当と判断する方法により、会員に対して通知します。
- 5 変更後の本約款の効力発生日以降に会員が本サービスを利用したときは、会員は、本約款の変更同意したものとみなします。

#### 第3条（定義）

本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「本サービス」とは、本約款に基づき、当社又は当社と契約関係にある第三者（以下「提携先」といいます。）が提供する各サービス（次号に規定する各サービスをいいます。）及びその総体をいいます。
- (2) 「各サービス」とは、本サービスのうち、インターネット接続、電子メール、

ユーザーホームページ、クラウドその他の個々の役務をいい、別途利用規約等に規定するものとします。

- (3) 「オプション」とは、各サービスのうち、それ単独での加入及び利用ができないものをいいます。
- (4) 「会員」とは、次の各号に掲げる者をいい、会員は当社からサービスの全部又は一部を利用する資格を付与されるものとします。
  - ア 本約款に同意したうえで、当社所定の方法により当社に対して本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承認し、加入契約（次号に規定する加入契約をいいます。）が成立した者
  - イ 当社が別途定める方法により、当社が本サービスの利用を承認した者
- (5) 「加入契約」とは、第6条（加入の承諾）第1項により成立する当社と会員との間のサービス利用に関する契約をいいます。
- (6) 「利用規約等」とは、各サービスの定型約款や、それらに関する「ご案内」又は「ご利用上の注意」等に規定する各サービスの利用上の定めをいい、次に掲げるものをいいます。
  - ア 会員が各サービスを利用するに当たって当社が定める個別の規定、特約、遵守事項、注意事項等
  - イ Web サイトや書面等当社所定の方法により、当社が会員に対して案内する各サービス利用上の定め
- (7) 「ID」とは、当社がパスワードとともにあらかじめ登録設定し付与する、会員が本サービス利用のためのそれぞれの会員固有の識別符号をいいます。

#### 第4条（通知及び同意について）

- 1 当社は、当社が本サービスの提供に関して必要と判断する次の各号に掲げる通知について、会員に対して一律に通知を行うこととし、会員はこれに同意します。
  - (1) 第2条（本約款の範囲及び変更）第3号に規定する本約款の変更に関する通知
  - (2) 各サービスやオプションの変更・終了に関する通知
  - (3) 各サービスの利用明細や請求明細等、会員の支払に関する通知
  - (4) 定期的に会員又は登録電子メールアドレスに対して行う通知
  - (5) その他本サービス利用上の注意、お知らせ等、周知が必要であると当社が認めた事項に関する通知
- 2 本サービスに関し会員が知っておくべきと当社が判断する情報について、当社から会員に対する通知方法は、通知内容及び当社に登録された会員の連絡先情報等に応じて、サービスに関する当社所定の Web サイトへの掲載、電子メール若しくは SMS の送信、電話、郵送その他の当社が適当と判断する方法とします。
- 3 第1項に定める通知を当社所定の Web サイトへの掲載をもってする場合、当社は、

係る通知を当社所定の Web サイトへ掲載し、会員がこの Web サイトにアクセスすればこの通知を閲覧することが可能な状態となったことをもって、会員への通知がなされたものとみなします。

- 4 第 1 項に定める通知を会員に対する電子メールの送信をもってする場合、当社は、係る通知を会員が登録した電子メールアドレス宛に発信し、係る電子メールを発信した時に、会員への通知がなされたものとみなします。
- 5 第 1 項に定める通知を会員に対する電話連絡により行う場合、当社は、係る連絡を会員が登録した電話番号宛に発信し、会員との会話が成立したことをもって、会員への通知がなされたものとみなします。

## 第 2 章 加入契約

### 第 5 条（契約の申込み）

- 1 会員となることを希望する申込者（以下「申込者」といいます。）は、当社所定の方法により加入申込みを行うものとします。
- 2 本サービスは、本約款に同意のうえ、当社所定の方法で加入申込み手続を完了した会員のみが、別途定めるサービス料金を所定の方法で支払うことにより利用できるものとします。
- 3 会員は、加入後に利用する各サービスを変更する場合、当社所定の変更手続により行うものとします。この場合、次条（加入の承諾）の規定を準用します。

### 第 6 条（申込みの承諾）

- 1 当社は、申込者からの加入申込みを受け付け、必要な審査・手続等を経た後に会員登録手続を行うものとします。
- 2 前項に規定する会員登録手続が完了した時に、当社と会員との間の契約が成立し、その日を会員の入会日とします。
- 3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込者からの加入申込みに対する承諾を行わないことがあります。
  - (1) 申込み及び登録内容に虚偽、誤記、未記入、記入漏れが判明した場合
  - (2) 申込者について、過去に本サービスの利用に関し、一時停止、強制解除、会員資格の取消し等の措置が行われていたことが判明した場合
  - (3) 申込者が支払情報として指定したクレジットカード情報又は口座情報が、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関等により利用停止されている場合
  - (4) 申込者が、過去にサービス利用料金その他の料金について、支払遅延、未納、滞納を行っていた場合
  - (5) 申込者が、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人のいずれかであ

- り、加入申込みについて親権者、後見人、保佐人又は補助人その他の法定代理人の同意等を得ていなかった場合
- (6) 申込者が、支払方法として指定したクレジットカード又は金融機関等の名義人と異なる場合に、係る名義人の同意書の提出がない場合
  - (7) 申込者に対して本サービス提供を行うことで、運営上著しい支障をきたすと当社が判断した場合
  - (8) 申込者が連絡用に登録した連絡先や本サービスを利用する住所・所在地に、当社からの連絡が取れない、当社からの承諾通知が到達しない、又は本サービス利用に必要な機器の受領が確認できない場合
- 4 当社は、前項各号に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、身分証明に係る公的文書その他の文書の提出を求める場合があります。
- 5 前項に規定する場合、申込者から当社に対する当該文書の提出が行われなときは、当社は、第2項に規定する申込みの承諾を留保又は拒絶するものとします。

#### 第7条（変更の届出）

- 1 会員は、住所、電話番号、利用料金の支払方法、支払に利用するクレジットカード情報、金融機関の口座情報、その他の当社に届け出ている内容に変更が生じた場合は、当社所定の方法により、速やかに当社に対して届け出るものとします。
- 2 会員は、加入時に登録した氏名を、婚姻による姓の変更や家庭裁判所の許可を得た姓の変更等の事情を除き、一切変更できないものとします。
- 3 第1項に規定する届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項に規定する変更の申込みを受けた場合は、前条（加入の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### 第8条（当社によるID及び会員資格の一時停止）

- 1 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員に対して事前に通知又は催促することなく、直ちに全て又は一部のIDの使用を一時停止し、本サービス利用を一時停止することでその会員資格を停止できるものとします。
  - (1) 登録した連絡先情報に、電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡が取れない場合
  - (2) 会員に対して郵送した書面・物品等が、当社に返送された場合
  - (3) 二重ログイン（1つの契約において、2台以上のコンピュータを使って同時にPPP接続をすることをいいます。）を行った場合
  - (4) 次条（当社による解約）第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合
  - (5) 当社及び提携先の問合せ窓口等に対する、通常の問合せを逸脱した長時間の通話や過度な繰り返しの電話、政治活動・宗教活動・セールス等に関する電話、

正当な理由のない大容量の電子メール送信、過度な繰り返しの電子メール送信、又は不当な義務等を強要し、威嚇等をもって嫌がらせを行い、恐喝若しくは脅迫に類する行為があった場合

- (6) 前各号のほか緊急性が高いと当社が判断し、又は本約款に定める義務を現に怠り若しくは怠るおそれがあると当社が認めた場合
- 2 当社は、前項に規定する一時停止措置を行う場合は、緊急性が高くやむを得ないと当社が判断した場合を除き、停止理由、停止日、停止期間、停止解除条件を会員に対して事前に通知します。
- 3 当社が第1項に規定する一時停止措置を行ったことで、当該会員がIDやサービスを利用できず、これにより当該会員に損害が発生した場合であっても、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 4 本サービス利用に関する会員の一切の債務は、第1項に規定する一時停止措置が行われた場合も、当該債務が履行されるまで消滅しません。

#### 第9条（当社による解約）

- 1 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員に対して事前に通知又は催告することなく、直ちに当該会員の会員資格を取り消し、全て又は一部を解約することができるものとします。
  - (1) 第11条（譲渡禁止等）、第24条（禁止事項）、第25条（著作権等）に該当する行為を行った場合
  - (2) 当社に対する申告、届出、登録内容に虚偽、誤記があった場合
  - (3) 利用料金等の支払債務の履行遅延又は不履行があった場合
  - (4) クレジットカード業者、決済代行業者、金融機関等により会員の指定した支払用のクレジットカードや金融機関の口座の利用が停止させられた場合
  - (5) 会員に対する破産の申立てがあった場合、又は会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人のいずれかであり、契約に関して親権者、後見人、保佐人又は補助人その他の法定代理人の同意等を得ていなかった場合や、係る審判から回復していない場合、又は再生手続開始の申立てがあった場合
  - (6) 本約款に違反した場合
  - (7) 前条（当社によるID及び会員資格の一時停止）の適用後、その事由が解決しない又は解決する見込みがないと当社が判断した場合
  - (8) 第6条（加入の承諾）第1項各号に該当することが判明した場合
  - (9) その他会員として不適切と当社が判断した場合
- 2 会員は、前項により会員資格を取り消され解約された場合、本サービスに係る当社に対する債務について当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を、当社所定の方法で直ちに一括して支払うものとします。

- 3 当社は、前項により支払われた金銭を、その理由の如何を問わず一切返還しません。

#### 第 10 条（会員による解約）

- 1 会員は、本サービスの全て又は一部を解約する場合は、当社所定の方法により申し込むものとします。
- 2 前項による申込みに関し、毎暦月の初日から 20 日までに当社に対して通知が到達したもの（郵便による場合は 20 日当日の消印有効）については当該暦月の末日を経過した時に、毎暦月の 21 日から末日までに当社に対して通知が到達したもの（郵便による場合は末日当日の消印有効）については当該暦月の翌月の末日を経過した時に、解約が成立するものとします。
- 3 当社は、サービスごとに定めた停止日をもって、各サービスを停止します。
- 4 当社は、前二項に規定する解約日又は停止日の経過後、当該会員の設定やデータの削除を行うものとし、係る削除実施後、設定やデータの復旧はできません。
- 5 会員が死亡した場合、会員としての権利は相続されず、当社は、当該会員の死亡を知った時点をもって、第 1 項に規定する届出があったものとして取り扱います。ただし、次条（譲渡禁止等）第 2 項に規定する届出があったときを除きます。
- 6 会員は、第 1 項により本サービスの全て又は一部を解約した場合、当該サービスに係る当社に対する債務について当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を、当社所定の方法で直ちに一括して支払うものとします。
- 7 当社は、既に受領した利用料金その他の金銭を、その理由の如何を問わず一切返還しません。

#### 第 11 条（譲渡禁止等）

- 1 会員は、会員として有する権利の第三者に対する譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。
- 2 前条（会員による解約）第 5 条及び前項の規定にかかわらず、会員が死亡した場合、その相続人（相続人が複数いるときは、そのうち 1 名に限ります。）は、当社所定の手続に従い当社に対して届け出ることにより、加入契約上の義務及び本サービスを受ける権利を承継することができます。この場合、第 6 条（加入の承諾）の規定を準用します。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、会員である法人・団体の合併その他の理由により、その地位の承継があった場合は、存続する法人・団体又は合併により設立された法人・団体（地位を承継するものが複数あるときは、そのうち 1 社に限ります。）は、当社所定の手続に従い承継があった事実を証明する文書を添えて当社に対して届け出ることにより、加入契約上の義務及び本サービスを受ける権利を承継することができます。この場合、第 6 条（加入の承諾）の規定を準用します。
- 4 会員は、本サービスを再販売する等により、第三者に対して本サービスを利用させ

ることはできません。係る利用によって、会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第3章 設備等の準備、情報管理及びサービスのID

#### 第12条（設備等の準備及び情報管理）

- 1 会員は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、及び電話利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入等の準備を、自己の責任と費用において行い、維持するものとします。
- 2 当社は、本サービス内に蓄積されたデータについて、その破損に備えたデータの複製を行いません。また、当社は、何らかの事由により破損したデータの復元を行いません。当社は、会員に対して、定期的にデータの複製を行うことにより、データの破損に備えることを推奨します。

#### 第13条（ID及びパスワードの管理責任）

- 1 会員は、加入承諾時又は各サービスの利用開始時に当社が会員に対して付与するID及びパスワードの管理責任を負うものとします。
- 2 当社は、会員のID及びパスワードをもって本サービスが利用された場合、その利用を会員自身による利用とみなし、会員はその利用に係る料金を当社に対して支払うものとします。
- 3 会員は、ID及びパスワードの失念、盗難、第三者による不正使用があった場合又は疑われる場合には、直ちに当社に対してその旨を連絡するとともに、当社からの指示があったときはこれに従うものとします。
- 4 当社は、ID及びパスワードの使用上の過誤、盗難、失念、第三者による不正使用等によって会員に損害が発生した場合であっても、一切の損害賠償責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失があるときは、この限りではありません。

### 第4章 利用制限及び利用停止

#### 第14条（非常事態が発生した場合等の利用制限）

当社は、天災事変その他の非常事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、電気通信事業法第8条（重要通信の確保）に規定する重要通信を確保する等の目的で、会員に事前に通知することなく、会員に対する本サービスの提供の全部又は一部を制限する措置をとることができるものとします。

#### 第15条（本サービスの停止）

- 1 当社は、前条（非常事態が発生した場合等の利用制限）に規定する法律上の要請の

如何にかかわらず、天災事変その他の非常事態が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合、当社のシステムの保守を定期的若しくは緊急に行う場合、当社が設置する電気通信設備の障害その他のやむを得ない事由が生じた場合、又は当社が運営上若しくは技術上必要と判断した場合、当社の判断によりサービスの運用の全部又は一部を停止することができるものとします。

- 2 当社は、前項により本サービスの運用を停止する場合は、当社が適当と判断する方法で、事前にその旨を会員に対して通知します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

## 第5章 サービス概要

### 第16条（提携サービス）

- 1 会員は、当社を介して提携先が会員に提供するサービス（以下「提携サービス」といいます。）を、本約款のほか、提携先が別途規定する定型約款に従い利用するものとします。
- 2 本約款と提携サービスに係る定型約款との間に矛盾又は抵触する規定がある場合は、提携サービスに係る定型約款が優先します。

### 第17条（提供区域）

本サービスの提供区域及びサポート区域は、利用規約等に別段の定めがある場合を除き、日本国内に限定するものとします。

### 第18条（本サービスの追加、変更、休止、又は廃止）

- 1 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を追加、変更、休止又は廃止することがあります。
- 2 当社は、前項により本サービスの追加、変更、休止又は廃止を行う場合、一定の予告期間を置いて、当社の Web サイト上での掲載その他の当社が適切と判断する方法をもって、その内容及び期日等を、影響を受ける会員に対して通知するものとします。
- 3 前各項による本サービスの追加、変更、休止又は廃止によって、会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第19条（本サービスの利用）

- 1 会員は、本サービスの利用に際して、各サービスに必要な登録手続を完了し、必要な設定を行うことで利用するものとします。
- 2 会員は、本約款及び当社が随時通知する内容に従い、本サービスを利用するものとします。
- 3 会員は、本サービスを通じて発信又は受信する情報及び公開する情報につき責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 4 本サービスの利用に関連して、会員が他者（国内外を問わず、会員に限りません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、並びに会員と他者との間に紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第6章 サービス料金等

### 第20条（支払方法）

- 1 会員は、当社による別段の定めがない場合は、次の各号に掲げる方法を指定して、当社に対して利用料金及びこれに係る消費税相当額を支払うものとします。
  - (1) クレジットカードによる支払
  - (2) 口座振替による支払
  - (3) 銀行振込による支払
  - (4) 料金収納端末を設置したコンビニエンスストア等における支払
- 2 前項第1号に規定するクレジットカードによる支払は、会員が指定し当社が承認したクレジットカード会社の発行するクレジットカードをもって、クレジットカード会社が定める定型約款に基づいて支払うものとします。
- 3 第1項第2号に規定する口座振替による支払は、会員が指定し当社が承認した金融機関口座の振替をもって、当社が指定する決済代行業者を通じて支払うものとします。口座振替手数料は、サービス料金表やWebサイト等で別途定めるとおりとします。
- 4 第1項第3号に規定する銀行振込による支払は、当社が指定する金融機関の当社口座へ支払うものとします。ただし、振込に係る手数料は、会員が負担するものとします。
- 5 第1項第4号に規定するコンビニエンスストア等における支払は、当社が発行する専用の支払用紙をもって、料金収納端末が設置された当社指定のコンビニエンスストア等において会員が支払うものとします。支払用紙は、当社が発行してから支払までの有効期間があります。支払手数料は、サービス料金表やWebサイト等で別途定めるとおりとします。なお、サービス料金額によっては、この支払方法を選択できません。
- 6 当社は、受領した利用料金その他の金銭を、その理由の如何を問わず一切返還しません。

### 第21条（利用料金の計算）

- 1 各サービスの利用料金は、サービス料金表やWebサイト等で別途定めるとおりとします。
- 2 会員は、消費税法及び同法に関する法令の規定による消費税相当額を、利用料金に併せて当社に対して支払うものとします。

## 第 22 条（利用料金の請求）

- 1 当社は、毎月末日をもって当該月に各 ID について発生した利用料金の支払その他の債務の金額を締め、これを集計します。
- 2 当社は、前項により算出された金額及びこれに係る消費税相当額や手数料を、各会員の支払方法に応じてクレジットカード会社、決済代行会社、会員に対し請求するものとします。
- 3 会員は、各自の支払方法により、クレジットカード会社、決済代行業者等が別途定める支払条件に従い、利用料金を支払うものとします。
- 4 支払方法としてクレジットカードによる支払を指定する会員に対する請求時期は、当社がクレジットカード会社に請求する時期であり、各クレジットカード会社の締め日によります。
- 5 会員とクレジットカード会社又は決済代行業者等との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第 23 条（遅延損害金）

- 1 支払期日が経過しても会員が利用料金の支払その他の債務を履行しない場合、会員は、支払期日の翌日から支払日までの日数に年 14.6%の割合で計算される金額を遅延損害金として、利用料金の支払その他の債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
- 2 前項に規定する支払に必要な振込手数料その他の費用は、会員が負担するものとします。

## 第 7 章 注意事項

### 第 24 条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用に当たって、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他者又は当社の情報を改ざん又は消去する行為
- (2) 他者又は当社の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者又は当社の財産、プライバシー、又は肖像権その他権利等を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 他者又は当社に対し不利益又は損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- (5) 他者又は当社を差別若しくは誹謗中傷し、又はその得る名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらを助長する行為

- (6) 詐欺、違法な賭博、違法な取引、違法な売買その他の犯罪行為、犯罪行為に結び付く行為、又は犯罪行為に結び付くおそれのある行為
- (7) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為、並びに公序良俗に反する情報を他者に提供する行為
- (8) 事実に反する、又はそのおそれのある画像、映像、音声、文書又は情報等を送信又は表示する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声、文書、又は情報等を送信又は表示する行為
- (11) 他者又は当社に対し無断で広告、宣伝、若しくは勧誘等の電子メールを送信する行為、社会通念上嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれがある電子メール（嫌がらせ電子メール等）を送信する行為、電子メールの大量送信等により他者又は当社の電子メール送受信に支障をきたす行為、又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する行為
- (12) 他者又は当社の設備等又はサービス設備に過大な負荷を生じさせる行為、その他の本サービスの運営を妨げる、又は妨げるおそれのある行為
- (13) 当社の承諾なしに、商用・営利を目的とする画像、映像、音声、文書、又は情報等を送信又は表示する行為
- (14) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (15) 有償、無償を問わず、第三者に対して、本サービスの全部又は一部を享受できる機会を提供する行為
- (16) ID 及びパスワードを、不特定の第三者に利用させる行為その他の不正に使用する行為
- (17) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム又は情報等を送信し、他者が受信可能な状態に置く行為又は表示する行為
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る、又は画像、映像、音声、文書、若しくは情報等を送信若しくは表示する行為
- (19) その他法令に違反する、又は違反するおそれのある行為

## 第 25 条（著作権等）

- 1 会員は、本サービスを通じて提供される情報について、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法によっても、著作権法で定める会員個人の私的使用の範囲外の使用をすることはできません。
- 2 会員は、本サービスを通じて提供される情報について、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法によっても、第三者に使用させ、又は公開することはできません。

- 3 前各項の規定に違反して問題が発生した場合、会員は、自己の費用と責任において係る問題を解決するとともに、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

#### **第 26 条（自己責任の原則）**

- 1 会員は、自己の ID により本サービスを利用してなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己がしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
- 2 会員は、本サービスの利用に伴い、他者から問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理及び解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 会員は、他者の行為に対する要望、疑問又はクレーム等がある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知したうえ、その結果については自己の責任と費用をもって処理及び解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、会員が本サービスの利用により当社に対して損害を与えた場合（会員が本約款上の義務を履行しないことにより、当社が損害を被った場合を含みます。）、当該会員に対して損害の賠償を請求することができます。

### **第 8 章 個人情報**

#### **第 27 条（個人情報の取扱い）**

- 1 当社は、会員の個人情報を、別途定めた利用目的のために利用する場合、及び会員の同意を得た場合を除き、第三者に開示又は提供しないものとします。その利用目的については、当社コーポレートサイトを参照してください。
- 2 当社は、刑事訴訟法その他の法令に基づく強制処分が行われた場合、当該処分の定める範囲で前項に規定する義務を負わないものとします。
- 3 会員は、サービスを利用して会員自身の個人情報を公開する場合、前条（自己責任の原則）及び次条（免責）が適用されることを承諾します。
- 4 会員は、当社に対し、当該会員の保有個人データに関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去、第三者提供の停止を請求することができます。その手続については、当社コーポレートサイトを参照してください。

### **第 9 章 責任範囲**

#### **第 28 条（免責）**

- 1 本サービスの内容は、当社がその時点で提供可能なものとします。
- 2 当社は、会員により本サービスを通じて発信若しくは公開されるデータや情報について、又は会員がサービスを利用することで得たデータや情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任も負わないものとします。

- 3 当社は、会員がサービス用設備に蓄積した、又は会員が他者に蓄積することを承認したデータ等の消失、他者による改ざん等に関し、いかなる責任も負わないものとします。
- 4 当社が会員に対して本サービスに関する損害賠償責任を負う場合、その責任の範囲は会員に現実には発生した通常の損害に限定され、その賠償額は当該損害が生じた日が属する月の当該会員の本サービスの利用料金の額を上限とします。ただし、当社の故意又は重大な過失があるときは、この限りではありません。
- 5 当社は、天災事変その他の不可抗力による場合、及び当社に過失がない場合、本サービスに関連して発生した会員の損害（会員と他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び本サービスを利用できなかったことにより発生した会員又は他者の損害について、債務不履行責任や不法行為責任を含む一切の法律上の損害賠償責任を負わないものとします。

## 第 10 章 保守と運用

### 第 29 条（本サービス、設備の修理又は復旧）

- 1 会員は、本サービスの利用中に当社の本サービス又は設備に異常を発見した場合は、自己の設備等に故障がないことを確認したうえで、当社に対して修理又は復旧等を要求するものとします。
- 2 当社は、当社の本サービス若しくは設備に障害が生じた場合、又は滅失したことを知った場合は、速やかに修理又は復旧等の適切な対応を行うものとします。
- 3 当社は、当社が提携先から提供を受けた本サービス若しくは設備に障害が生じた場合、又は滅失したことを知った場合は、速やかに関係する提携先に対して修理又は復旧等の適切な対応を指示するものとします。

## 第 11 章 保守と運用

### 第 30 条（本サービスの案内）

- 1 当社は、会員に対して、契約内容や利用料金の案内その他の重要なお知らせを、電話、FAX、電子メール、郵便等の手段で行うことがあります。ただし、その場合、広告宣伝が内容に付随的に含まれる場合があります。
- 2 当社は、会員に対して広告又は宣伝を行うための電子メール（以下「広告電子メール」といいます。）を送信する場合は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、あらかじめ広告電子メールを送信することに同意した会員、又は広告電子メールの送信を希望した会員に対して送信します。
- 3 当社は、第 1 項に規定する場合を除き、電話、FAX、郵便等の手段で、広告又は宣伝を行うための連絡をすることがあります。

- 4 会員は、前二項による当社からの広告電子メールや連絡を希望しない場合には、当社所定の方法により当社に対して通知することで、これを拒否することができます。

### 第 31 条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び会員は、次の各号に掲げる事項を表明し、保証します。
- (1) 自己及び自己の役員が、反社会的勢力（2007年6月19日付 犯罪対策閣僚会議発表の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が定義する「反社会的勢力」、及びかつて反社会的勢力であったもの、その他これらに準ずるものを含みます。以下同じ。）でないこと
  - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
  - (3) 自己及び自己の役員が、反社会的勢力に対して資金を不当に提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
  - (4) 自己及び自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
  - (5) 自己及び自己の役員が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を違法に毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
- 2 会員は、前項各号に違反する事実が判明した場合、当社に直ちに通知しなければなりません。
- 3 当社は、会員が前二項に違反した場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに当社と会員との間の契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 4 会員は、第 1 項及び第 2 項に違反した場合、前項に基づく契約解除にかかわらず、当社に生じた損害を賠償しなければなりません。

### 第 32 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、何らかの理由により無効又は執行不能である場合であっても、本約款の他の条項が無効又は執行不能となるものではありません。また、裁判所において本約款のある規定が無効又は執行不能とされた場合、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されます。

### 第 33 条（準拠法及び合意管轄）

本約款は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。また、本約款の履行及び解釈に関し紛争（裁判所の調停手続を含みます。）が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025 年 1 月 1 日施行